

往来手形を読む(2) 解説

史料 宝暦二年(一七五二) 往来証文之事(小浜村寛心)

〔田部井家文書No.七八九〕

一・史料の読解

【用語】

小浜村：現加須市浜町・睦町二丁目・北小浜。

三俣村の東に位置し、北は手子堀川、南は会の川を境とする。羽生領に所属(風土記稿)。

三俣村：現加須市睦町一―二丁目・向川岸町・諏訪一―二丁目・大門町・不動岡一丁目・上三俣・下三俣。南は久下村・加須村と会の川を境に對し、北は手子堀川を限る。

龍藏寺：無着山龍光院と号し、浄土宗。本尊は阿弥陀如来。元禄九年(一六九六)の浄土宗寺院由緒書(東京都増上寺文書)によれば、文和四年(一三五五)慈智翁教藏が草創したという。本尊木造阿弥陀如来立像は県の文化財に指定されている。慶安二年(一六四九)からの朱印状九通、江戸芝増上寺遵誉貴屋書状、承応二年(一六五三)の龍藏寺領検地帳をはじめ多くの文書が残されている。

★注目ポイント

擡頭：敬意を表すべき語の直前で改行し、その語をほかの行の先頭より一文字から数文字高いところから書き始めること。

【文書の概要】

この修行者(武州埼玉郡小浜村の寛心)は武州埼玉郡三俣村の龍藏寺の真誉の弟子であることは間違いないです。この度修行に出るので、略儀ながらこの一札をもって国々の御関所をお通しくださるようお願いいたします。この寛心がどの国のどこへ行き、亡くなったとしても御慈悲をもってその場所にてお取り置きください。

二・文書群について知る

田部井家：出自については明確でないが、江戸初期には小浜村に在住していたとみられる。当主は幕末維新期より代々小浜村の村役人を務め、名主、副戸長、村長などを務めた代もあった。

田部井家文書：江戸時代後期から明治時代にかけて代々の当主の活動時期に集中した形で文書が存在する。江戸時代の村政や水利に関する文書、近代の地租改正関係の文書な

どがある。交通では、享保期、天保期の将軍日光社参の際の栗橋中田宿間の利根川に架けた船橋に関する文書が見られる。

三・時代背景を知る

*江戸時代には人々が旅に出ることが盛んになっていった。旅の活発化の要因としては、幕府交通政策による交通制度や交通施設の整備、村々に各地の情報が入ったこと、旅の案内書や案内図、それに類する書籍の刊行など様々な要素が挙げられる。

江戸時代の旅に関しては関係する古文書も多く、多方面から研究が行われている。ここでは、今回講義で扱った古文書や、今後別の古文書を学んでいくにあたってテーマの一つとなりそうな江戸時代の旅に関する主要な事項を概説する。

○埼玉県を通る街道

・主要なものには中山道、日光街道、奥州街道、川越街道、日光御成道、秩父往還。こうした街道には宿駅が置かれた。

・それぞれの宿駅では諸種の負担が課せられていた。

主な役割 ①伝馬継立のための一定の人馬を提供すること。代償として宿駅における屋敷地の年貢が免除されることがあった。↓地子免許

②旅行者の休泊を目的とした施設を設けること

本陣・大名や幕府の高官、寺社の門跡や公家などの貴人が休泊。

脇本陣・本陣がふさがっているときなどに本陣の代わりを務める。

旅籠屋・旅人の休泊を目的とした施設のうち、本陣、脇本陣を除いたもの。食売(飯盛)

旅籠屋、平旅籠屋に大別される。ほか宿泊する旅人の種類や場所によって商人宿、牛馬宿、香具宿、郷宿、参詣人宿などの区別がある場合も。

○近世の関所

・近世の関所は国別に整理すると以下のような場所に置かれている。これは延享二年(一七四五年)当時の数字であり、総数にして五十三にのぼった。

遠江 今切、気賀、金指

相模 箱根、根府川、矢倉沢、河村、仙石原、谷村、鼠坂、青野原

下総 関宿

甲斐 本柄、鶴瀬、万沢

近江 柳ヶ瀬、山中、劍熊

信濃 福島、浪合、帯川、心川、小野川、熱川、清内路

越後 関川、市振、鉢崎、虫川、山口
武蔵 中川、房川、小岩、金町、新郷川俣、上忍方、上柵田、檜原、小仏
上野 碓氷、大戸、大笹、猿ヶ京、杳ヶ橋、五料、南牧、西牧、白井、狩宿、大渡、実
正、福島、戸倉

これらの関所には重き関所、軽き関所の区別があった。

・関所は大化の改新によって設置された頃からその始まりが確認されており、時代ごとにその目的も違っていったとされている。古代の関所は軍事的性格、中世の関所は経済的性格が強かった。近世の関所は主要街道とその裏街道的役割を果たしている往還に設置され、この地点を回避すると深山幽谷へ迷い込むような場所が多く、「入鉄砲と出女」の監視を主要業務とした政治的意義の強い機関であった。

・関所役人の業務としては、往来男女の人改、入鉄砲の監視を基本とし、山抜者の防止、要害地域を巡見の上柵木等の修繕も行った。関所前の掃除、火事発生の際の心得、往来人に対する礼儀、関所内での勝負事・飲酒、無断で他所へ行くことの禁止などが心構えとして求められた。監視の任務を行うために人の容貌や荷物を識別できるように開門、閉門は明六ツ、暮六ツに制定した。警備用具として様々な金物が備え付けられていた。

・手形を所持しない旅人が関所を避けて御林内や要害地域等を通行して山越えしたり、関所指定の渡船以外に乗船して渡河したりした場合等は関所破りとして逮捕、投獄され、関所付近の刑場で磔刑にされた。

○主要な旅の目的

① 寺社への参拝

・特に例が多いのは、伊勢神宮。皇祖神などとの関わりから、一生に一度は伊勢神宮に参拝すべきともいわれた。おかげ参りという大規模な群参が発生したこともあった。

・高野山、金毘羅、善光寺などの各地の大きな寺社

・富士山、出羽三山、立山といった霊山。埼玉県内では三峯神社など。

・四国、西国の巡礼。埼玉にも秩父札所、坂東三十三観音などの巡礼地がある。

・江戸時代後期になると、寺社への参拝の途中で、各地の名所などを訪れて楽しむ遊山の目的も果たす例が増えていく。

② 湯治の旅

・全国各地に所在する温泉へ向かう湯治の旅の例も多かった。湯治場としての温泉は古代の歴史書や地誌に登場するほど歴史が長い。

・湯治の期間や入浴作法としては、七日間を一廻りとし、二〜三廻りは湯治を行うべきという目安があった。江戸時代後期には箱根温泉をはじめりとして「一夜湯治」という一泊の滞在での湯治が行われるようになっていった。

・寺社参詣の旅と同様、物見遊山を兼ねて旅をする例も多く、温泉案内の書物なども盛

んに出版された。

・有名な温泉として箱根の七湯めぐり(湯本、塔ノ沢、堂ヶ島、宮ノ下、底倉、木賀、芦ノ湯)などがある。

◎江戸時代の旅の学びを通して、今回の講義で扱った往来手形、関所手形をはじめ、道中日記や名所案内、宿場や助郷関係の文書など様々な文書に触れてみてください！

【参考文献】

- ・五十嵐富夫『近世関所制度の研究』有峰書店、一九七五年。
- ・加須市史編さん室編『加須市史 通史編』加須市、一九八一年。
- ・国立歴史民俗博物館編『旅―江戸の旅から鉄道旅行へ―』国立歴史民俗博物館、二〇〇八年。
- ・児玉幸多編『日本交通史』吉川弘文館、一九九二年。
- ・新城常三『新稿 社寺参詣の社会経済史的研究』塙書房、一九八二年。
- ・豊橋市二川本陣資料館編『江戸時代の旅と温泉展』豊橋市二川本陣資料館、二〇一九年。
- ・深井甚三『江戸の旅人たち』吉川弘文館、一九九七年。
- ・平凡社地方資料センター編、日本歴史地名大系第一一巻『埼玉県の地名』平凡社、一九九三年。